

答申第 537 号

平成 22 年 6 月 14 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 10 月 27 日付けで諮問された特定の会議録不存在の件（諮問第 591 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、神奈川県知事と駐日米国大使との会談における発言を記録した文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成21年10月1日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、同年9月7日に行われた駐日米国大使（以下「大使」という。）による知事訪問の際の会談（以下「本件会談」という。）における会議録（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成21年10月5日付けで本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成21年10月7日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 知事は、渉外知事会の会長を務めており、本件行政文書が不存在であるということは納得できない。
- (2) 本件会談については新聞で報道されており、その内容を文書化したものが何らかの形で存在するはずである。

## 4 実施機関（総務局基地対策部基地対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書について  
本件行政文書は、本件会談における知事等の発言を記録した文書である。
- (2) 本件会談について  
ア 本件会談の趣旨は、平成21年8月16日に就任した大使が、知事を表

敬訪問したいというものであり、同月 31 日に駐日米国大使館から実施機関あてに打診があった。

大使が、交代に伴い自治体の首長を表敬訪問するのは異例であり、前例がないことから、訪問の目的について同大使館に確認したところ、着任のあいさつであり、具体的な話題はないとのことであった。

イ 本省会談に関係した部局は、実施機関のほか、知事室及び国際課であり、三者が協力して受入れを行った。知事室は本省会談の日時の調整等を行い、国際課は対外的な窓口として、訪問に関する事前の記者発表を行った。

ウ 知事と大使は初対面であり、また、大使は着任後日が浅く、儀礼的な訪問であることから、本省会談の話題は、あいさつや、いわゆるよもやま話に類するものであり、仮に日米地位協定について話題になったとしても、県の意思決定に影響を及ぼすような議論がなされることはない想定した。

エ 本省会談には、当時の副知事、総務部長、総務部参事、国際課長及び基地対策課長が同席した。県側の通訳は実施機関の職員が務め、知事室の職員は同席していない。

オ 本省会談における知事の発言は、新聞報道にもあるとおり、基本的には知事が様々な場面で発言したものと同様であり、初めて提案する内容はなかった。

本省会談は非公開で行われたが、終了後にいわゆる「ぶら下がり」という形で、大使と知事が報道関係者の取材に個別に応じた。この際、実施機関の職員が立ち会った。

### (3) 本件行政文書の特定の経緯について

ア 平成 21 年 9 月中旬に、不服申立人から電話で「新聞報道にあった、本省会談の会議録を公開してもらいたい」という趣旨の申出があった。

イ その際不服申立人は「本省会談時の発言の記録」と明確に特定していた。本省会談における知事と大使の発言の記録は作成していないことを伝えたところ、不服申立人からは「それならば公開拒否決定をしてくれればよい。不服申立てをして争う」という趣旨の話があった。

ウ 以上のことから、本件請求の対象となる行政文書は、本件会談における知事等の発言を記録した文書であると特定した。

(4) 本件行政文書を作成しなかった理由について

ア 本件会談の位置付けとして、大使が着任早々であり、訪問の目的があくまでも儀礼的なものであること、また、特定の課題について意見交換をする場ではないと認識していたことから、具体的な議論があるとは想定しなかった。実際にも、あいさつの範ちゅうを超える内容の話はなかった。

イ 実施機関としては、県の意思決定に影響を及ぼすような内容の議論はなされなかったと認識しており、今後本件会談の記録を確認する必要性が生ずることや、記録を作成しないことにより職務上の支障が生ずることは考えられず、本件会談の内容を記録する必要はないと判断した。

ウ 本件会談については、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）等に照らして、記録を作成しなかったことに問題はないと考えている。

なお、知事室及び国際課においても、本件会談の内容についての記録は作成していない。

(5) 本件会談に関連して作成した文書等について

ア 本件会談に関連して作成した文書等としては、想定される話題について事前にメモを作成し、知事に渡している。また、大使の県庁到着から退出までの職員対応についての行程表及び本件会談時の座席表を作成した。

イ 報道関係者からの取材に際しては、知事等の発言と実際の報道とが食い違う場合に備えて、職員が知事等の発言要旨を記録するのが通例であり、今回も実施機関の職員が、取材時の発言要旨のメモを残している。

なお、本件会談後の知事等の発言要旨と、報道された内容の間には、大きな食い違いはなかった。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件会談における知事等の発言を記録した文書である。

(3) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件会談は特定の課題に関して行われたものではなく、大使着任に伴う表敬訪問であり、県の意思決定に影響を及ぼすような内容の議論はなされなかったこと、また、本件会談の記録を確認する必要が生ずることや、記録を作成しないことにより職務上の支障が生ずることは考えられないこと等から、本件行政文書は作成していないと説明している。

一方、不服申立人は、本件会談の記録が不存在であるということは納得できず、新聞で報道されていることから、本件会談の内容を文書化したものが何らかの形で存在するはずであると主張している。

イ 当審査会において本件会談に係る新聞記事を確認したところ、在日米軍基地を巡る問題等について意見交換が行われたこと、知事から大使に要請した事項及びこれに対する大使からの反応等について報道されている。

当該報道を待つまでもなく、在日米軍基地に係る事案に対しては、多くの県民が関心を寄せているものと認められる。

ウ 本件会談が特定の課題に関して行われたものではなく、県の意思決定に影響を及ぼさないものであったとしても、実施機関は、本件会談の内容に対して、多くの県民が関心を寄せていることを想定できたものと考えられる。

したがって、本件会談の記録を確認する必要が生ずることや、本件会談の記録を作成しないことにより職務上の支障が生ずることが考えられないことから、その内容を記録する必要はないと判断したとの実施機関の説明は、県民に県政を説明する責務という観点に照らせば、必ずしも適切なものであったとはいえない。

エ 規則第6条は、「軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定しているが、本件会談の内容に対する県民の関心の高さを考慮すると、本件会談における知事等の発言の記録が、当該規定の「軽易なもの」に該当するとはいい難い。

オ しかしながら、実施機関は前記ア前段のとおり本件行政文書を作成しなかった理由を説明しており、本件行政文書が存在することをうかがわせるような事情は特段認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、全く不合理であるとまではいえない。

## 6 付言

県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみると、本件会談については、その概要等を記録した上で、公開するか否かについては条例に基づく判断にゆだねることが適当であったと考えられる。

当審査会としては、今後、本件会談に類似した会談等については、少なくとも、用件名、開始及び終了の時刻、場所、出席者、記録者、概要等を記録した行政文書を作成するよう要望する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 10 月 27 日	○ 諮問
10 月 30 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 16 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 24 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 30 日 (第 94 回部会)	○ 審議
4 月 20 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4 月 27 日 (第 95 回部会)	○ 審議
5 月 14 日 (第 96 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成22年6月14日現在) (五十音順)